

令和3年8月5日小矢部市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和3年8月5日(木)
13時55分～14時35分
- 2 場 所 小矢部市役所 特別会議室(2階)
- 3 議 事 議案第 13号 農地法第3条の規定による許可申請について 2件
議案第 14号 農地法第4条の規定による許可申請について 2件
議案第 15号 農地法第5条の規定による許可申請について 6件
議案第 16号 農帖地利用集積計画の制定について
- 4 協議事項 なし
- 5 報告事項 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出
2) 非農地通知について
3) 業務報告・予定
4) その他連絡事項

出席委員 20名

1番 宇川 傳治	11番 石丸 正明
2番 田 悟敏子	12番 谷口 修
3番 中村 重樹	13番 宮西 勝昇
4番 坂田 信一	14番 加賀谷 良雄
5番 日光 善治	15番 高田 太衛
6番 三輪 和雄	16番 碓 善秋
7番 吉江 秀一	17番 木村 鉄雄
8番 前田 真一郎	18番 沼田 吉雄
9番 西尾 和三郎	19番 渋谷 忠司
10番 多田 博次	20番 唐島 隆夫

欠席委員

令和3年8月5日農業委員会総会議事録

発 言 者	発 言 事 項
会長	<p>時間前ではございますが、全員お揃いですので、始めさせていただきます。毎日暑い日が続いて大変かと思えます。早いもので、もう8月に入り稲刈りの準備を始める頃でございます。また、皆さま方には非農地通知についてご協力をいただきありがとうございました。</p>
会長	<p>それでは、ただいまから小矢部市農業委員会8月総会を開催いたします。ただいまの出席委員は20名全員で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。本日の議事録署名委員を指名いたします。8番の前田委員さん、9番の西尾委員さんをお願いいたします。それでは、本日の付議議案を申し上げます。</p> <p>○議案第13号 「農地法第3条の規定による許可申請について」 計2件</p> <p>○議案第14号 「農地法第4条の規定による許可申請について」 計2件</p> <p>○議案第15号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 計6件</p> <p>○議案第16号 「農用地利用集積計画の制定について」</p> <p>以上、4件の付議議案となっております。それでは議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明させていただきます。</p>
事務局	<p>議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書1ページをご覧ください。</p> <p>受付番号8番は、売買により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は1筆で、面積は819㎡となっております。譲渡人が〇〇さん、譲受人が〇〇さんです。位置図については、1ページと2ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。以上です。</p>

会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員より、受付番号8番について、調査報告をお願いします。
〇〇委員	譲受人は〇〇の〇〇さん、譲渡人は〇〇の〇〇さんです。こちらは、令和2年に砂利採取で一時転用の申請がありました。田んぼの真ん中に〇〇さんの宅地だけがあったので、整備をして、受付番号9番の〇〇さんの田んぼと合わせて四角い田んぼになっております。こちらは売買ですが、砂利採取の業者と、譲渡人の〇〇さん、譲受人の〇〇さんの3者でお話をされて合意されました。よろしくをお願いします。
会長	ただいまの件について、何かご質問等はございませんか。
会長	無いようですので、次に、受付番号9番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	受付番号9番は、売買により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は2筆で、合計面積は217㎡となっております。譲渡人が〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。位置図については、3ページと4ページをご覧ください。 農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。以上です。
会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員より、受付番号9番について、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	こちら、受付番号8番に続いてですが、2枚の田んぼの真ん中に譲渡人の〇〇さんの宅地があるので、砂利採取の業者と、譲渡人の〇〇さん、譲受人の〇〇さんの3者でお話をされて合意されました。よろしくをお願いします。
会長	ただいまの件について、ご質問等はございませんか。
会長	無いようですので、「異議なし」として議案第13号については「承認」としてよろしいですか。

全委員	異議なし。
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第13号については「承認」といたします。</p> <p>続いて、議案第14号の「農地法第4条の規定による許可申請について」事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>議案第14号「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明いたします。議案書2ページをご覧ください。</p> <p>受付番号3番は、申請者が〇〇さんです。申請地は〇〇1766-1外1筆、登記地目は田で、現況は雑種地です。2筆の合計面積は498㎡で、貸駐車場敷地として平成7年頃から違反転用されており、今回転用申請を行おうとするものです。位置図については、5ページから8ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員より、受付番号3番について、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	それでは、報告いたします。平成7年頃から駐車場として利用されておりました。近くにアパートがあり、当時、その住人の方の駐車場として造成されました。当時、土地改良区には届け出をしたそうですが、農業委員会に申請をしていなかったそうです。今回、この駐車場をアパートの持ち主が買い取りたいということで、違反転用であることが判明しました。始末書や同意書も提出されております。どうぞよろしく申し上げます。
会長	ただいまの件について、何かご質問等はございませんか。
会長	無いようですので、次に、受付番号4番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	受付番号4番は、申請者が〇〇さんです。申請地は〇〇72-2外2筆で、登記地目が田、現況が宅地、3筆の合計面積が138.38㎡で、昭和59年頃から農作業場及び農機具格納庫敷地として違反転用されてお

	<p>り、今回下水道搬入のための敷地と併せて転用申請を行おうとするものです。位置図については、9 ページから 11 ページをご覧ください。位置図 10 ページの赤く囲われている部分が今回の申請地で、関連しまして、左側の所有者が〇〇さんの所は、後ほど5条申請で説明いたします。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員より、受付番号4番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>先日、〇〇さんにお話を伺ってきました。公共下水道を宅内に引く計画があり調べてみると、当時農作業場と農機具格納庫を建築するため、既存敷地では狭く、一部無許可で宅地造成していたことが判明しました。違反転用ということで、始末書等も提出されておりますので、よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、「異議なし」として、議案第14号について「承認」してよろしいでしょうか。</p>
全委員	<p>異議なし</p>
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第14号については「承認」といたします。</p> <p>続いて、議案第15号の「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>議案第15号の「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。議案書3ページから6ページをご覧ください。</p> <p>受付番号9番は、所有権の移転ということで、譲渡人が〇〇さん、譲受人が〇〇さんです。申請地は〇〇3273-2、登記地目は田で、現況は宅地、面積が29㎡で、昭和50年頃から一般住宅敷地として違反転用されており、今回転用申請を行おうとするものです。位置図については12ページから16ページをご覧ください。</p>

	この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。
会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号9番について、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	それでは、報告いたします。現状は宅地として使用されていまして、昭和50年頃から住宅が建っている状態です。使用されている〇〇さん、所有者である〇〇さんも、まだ田として残っていることを知らなかったそうです。今年、〇〇さんのお父様が亡くなられて、相続の手続きをした際に判明しました。無償譲渡になります。長年、所有者の〇〇さんも住んでおられた方の所有だと思っており、住んでおられた〇〇さんもそう思っておられました。始末書、経緯書並びに同意書も添付されております。譲渡人の〇〇さんがすべての手続きをされたそうです。特に問題はないと思われまますので、よろしく申し上げます。
会長	ただいまの件について、ご質問等はございませんか。
会長	無いようですので、次に、受付番号10番について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	<p>受付番号10番は、使用貸借権の設定ということで、貸人が〇〇さん、借人が〇〇さんで、〇〇さんの孫娘の夫となります。申請地は〇〇82-2、登記地目は田です。面積が420㎡で、農家分家住宅敷地への転用を行おうとするものです。位置図については17ページから23ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号10番について、調査報告をお願いします。
〇〇委員	それでは報告いたします。貸人は、〇〇の〇〇さん、借人は、〇〇の〇〇さんです。〇〇さんは、〇〇さんの孫娘の夫になります。〇〇さんから、農業を手伝いたいと申し出があり、農地の近くに家を建てたいと土地を探されたそうです。申請地にはL型の擁壁を設置して、県道

	<p>の高さまで土盛りをします。雨水排水は、自然勾配で県道側の排水路へ放流します。生活排水は合併浄化槽を設置して県道側の排水路へ放流します。生活上水は井戸を掘り、地下水を利用します。こちらに家を建てることにより、排水路を端の方に新設し、田んぼの排水をします。こちらの田んぼの所有者と耕作者は同じで、同意も得ております。近隣の農地の所有者、耕作者の同意も得ております。自治会、排水管理者の同意も得ておりますので、特に問題はないと思われます。よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>ただいまの件について、何かご質問等はございませぬか。</p>
会長	<p>他に無いようですので、次に、受付番号11番について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>受付番号11番は、賃貸借権の設定ということで、賃貸人が〇〇さん外4名で、〇〇さんは亡くなられておりますが、登記が〇〇さんのため、相続人代表として、〇〇さんからの申請となっております。外4名は、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんです。賃借人が〇〇です。申請地は〇〇359-1、360-1、〇〇783-1外4筆、登記地目は田で、合計6筆の合計面積が17,376㎡、砂利採取のための一時転用を行おうとするものです。位置図については、24ページから28ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号11番について、調査報告をいたします。</p>
〇〇委員	<p>それでは報告いたします。譲渡人が〇〇さん、〇〇さんがお亡くなりになったので、長男の〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんの5名です。〇〇さんご自分で耕作されており、その他の方は〇〇に委託されております。代表の〇〇さんにお伺ひしたところ、かねてより土壌改良をしたいということで、〇〇さんに砂利採取をお願いされたそうです。〇〇の町内会長、土地改良区、近隣住民の同意書も提出されておりますので、問題ないと思われますので、審議のほどをお願いいたします。</p>

会長	ただいまの件について、何かご質問等はございませんか。
会長	無いようですので、次に、受付番号12番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>受付番号12番は、所有権の移転ということで譲渡人が〇〇さん、譲受人が〇〇さんです。申請地は、〇〇935、地目は田で、面積が16㎡、住宅敷地の拡張のため転用を行おうとするものです。位置図については、29ページから31ページをご覧ください、</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号12番について、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	<p>報告いたします。譲受人の〇〇さんの住宅を建設するにあたり、隣にあった〇〇さんの土地にカーポートを建てたいということです。田となっておりますが、宅地に囲まれており、田として利用できないような所です。新築するため、前にあった住宅は取り壊されており、以前は車が1台しか停められなかったところを2台停められるようにカーポートを作るということです。特に問題はないと思いますので、よろしくをお願いします。</p>
会長	ただいまの件について、ご質問等はございませんか。
会長	無いようですので、次に、受付番号13番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>受付番号13番は、賃貸借権の設定ということで、賃貸人が〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんの計5名です。賃借人が〇〇で、不動産コンサルティング業です。申請地は、〇〇2248外12筆、登記地目は田で、合計13筆の合計面積が5,237㎡です。貸店舗敷地への転用を行おうとするものです。スーパーマーケットとドラッグストアが建設予定です。位置図については、32ページから38ページをご覧ください。32ページの外枠で囲ってある部分が計画地で、農地は赤く塗りつぶしてある部分になります。塗りつぶしていない部分</p>

	<p>は宅地や雑種地です。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可条件に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号13番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>それでは報告します。賃借人は〇〇さん外4名です。申請地は13筆です。賃借人は、〇〇で不動産業を営む〇〇です。転用目的はスーパーマーケットとドラッグストアの建設であります。位置図の32ページをご覧ください。〇〇の左側の1画です。赤く塗りつぶしてある所が田で、今回申請された所です。白い所は宅地や雑種地ですので、今回の申請とは関係ありません。内訳については33ページにあります。次に34ページをご覧ください。〇〇側から〇〇に向かって、右側がスーパーマーケット、左側がドラッグストアの建設予定になっております。その間は駐車場にしたいということです。コンクリートの擁壁をして、周辺に迷惑をかけないようにするとのこと。排水は公共枡を使用し、雨水は前に側溝がありますので、そちらに放流するとのこと。周辺に農地はありません。〇〇の開発の核になるだろうと思いますので、ご審議よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいまの件について、何かご質問等はありませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、次に、受付番号14番について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>受付番号14番は、使用貸借権の設定ということで、先ほどの4条申請と関連するものになります。貸人が〇〇さん、借人が〇〇さんでご夫婦になります。申請地は〇〇77-3、登記地目が田で、現況が宅地、面積が249㎡で、昭和59年頃から農家住宅敷地として違反転用されており、今回転用申請を行おうものです。位置図については、39ページから41ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可条件に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>

会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員より、受付番号14番について、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	こちらは先ほどの4条申請の関連になりますが、農作業場と農機具格納庫を建築するため、住宅を曳家移転した際に無断転用されているものです。こちら公共下水道の引きこみを行う際に判明しました。始末書や、各関係の同意書も出ております。こちらよろしくお願ひします。
会長	ただいまの件について、何かご質問等はございませんか。
会長	無いようですので、「異議なし」として議案第15号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。
会長	それでは「異議なし」として、議案第15号については「承認」といたします。 続いて、議案第16号の「農用地利用集積計画の制定について」事務局より説明していただきます。
事務局	議案第16号の「農用地利用集積計画の制定について」ご説明いたします。7ページをご覧ください。小矢部市長より農用地利用集積計画の制定について諮問がありました。 内訳につきましては、8ページの利用権設定集計にありますように、「6年以上10年未満」の利用権設定が1件で、面積が4,389㎡であり新規となっております。 「10年以上」「3年以上6年未満」「1年以上3年未満」はありません。申請の内容は9ページ、配分先は別紙に記載のとおりです。 これについては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上です。
会長	それでは、ただいまの件についてですが、ご質問等はございませんか。
会長	無いようですので「異議なし」として議案第16号については「承

	認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。
会長	<p>それでは、「異議なし」として、議案第16号については「承認」といたします。</p> <p>これで、付議議案はすべて終了いたしました。</p> <p>協議事項はありません。次に報告事項について事務局より説明していただきます。よろしく申し上げます。</p>
事務局	<p>報告事項説明</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出 2) 非農地通知について 3) 業務報告・予定 4) その他連絡事項
会長	ただいまの件について、ご質問等はございませんか。
〇〇委員	座談会のチラシに、農業委員会の業務とも一緒に付いているのですか。
事務局	はい。こちらは裏表になっており、農業委員会の業務というものを新たに追加させていただきました。このチラシはすでに農協に配布しておりますので、座談会の際にご説明いただきますようお願いいたします。
〇〇委員	小矢部市の農業・農地についての資料は配布済みでしょうか。
事務局	A3の地図は農協の各支店に渡してありますので、座談会の資料として配布されます。ただし、人・農地プランやA4の資料は委員さんへのみ今回お渡ししておりますので、説明を求められた際には、各地区の現状などについてご説明していただければと思います。また、これはあくまでも現状ですので、本来であればこれがずっと続けばいいのですが、いずれ高齢化等で起こるこの先のことを皆さんで考えていきたいと思いますというところで、目を通していただきたいと思います。

〇〇委員	これは全地区に配布されているのでしょうか。
事務局	参加者全員分を各支店に配布してあります。座談会では、現状はこうですといったことを伝えていただければと思います。現在の小矢部市は、集積率は高いので問題ありませんが、いずれこの状態が崩壊する可能性があるということで、今回お示しさせていただいております。よろしく申し上げます。
会長	私から一つお願いですが、以前にあった転用の件で、まだ工事に取り掛かっていない現地に雑草が生えていて、近隣の農家の方から苦情が出るといったことがあるかもしれませんので、これからは業者の方に一言伝えるようお願いしたいと思います。
会長	他に無いようですので、本日の案件については全て終了いたしました。これにて総会を閉会したいと思います。 閉会の挨拶を日光職務代理より申し上げます。
職務代理	皆さん、本日も総会審議ご苦労様でした。毎日、異様な暑さの日が続いております。今月末には稲刈り作業等も始まってきますが、熱中症等、健康に留意されまして、作業いただきますようよろしくお願いいたします。これを持ちまして、8月の総会を終了いたします。ご苦労様でした。
	— 8月総会終了 —

上記の通り、総会の議事録を確認する。
なお、会長は議事録署名委員と共に署名をする。

令和3年8月5日

会長 宇川 傳 浩

議事録署名委員 8番 前田 真 一 郎

9番 西尾 和 三 郎